

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成21年
3月31日
(火曜日)

目 次

告示
道路の区域の変更(道路整備課)……………
道路の供用の開始(道路整備課)……………
公告
平成二十一年度山口県予算の要領の公表(財政課)……………
平成二十年度山口県補正予算の要領の公表(財政課)……………



山口県告示第百五十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

山口県知事 二井 関成

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
道路の種類 路 線 名 道路の区域		県道 明木美東線		

萩市大字山田字家上一四七の二地先から
同市同大字字内ケ原三二一地先まで

新	旧
最狭 八三・九	最狭 五三・三
七六・八	七六・八
道路改良工事の完了による。	

山口県告示第百五十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成二十一年三月三十一日から山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月三十一日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 明木美東線	萩市大字山田字家上一四七の二地先から 同市同大字字内ケ原三二一地先まで	平成二十一年四月一日



(二〇七)平成二十一年度山口県予算の要領の公表

平成二十一年二月山口県議会定例会で議決された平成二十一年度山口県予算の要領は、次のとおりです。

平成二十一年三月三十一日

山口県知事 二井 関成

平成21年度山口県一般会計予算

平成21年度山口県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ714,113,015千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(30) 外 (市)

債務負担行為)		債権	
第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。(地方債)			
第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。(一時借入金)			
第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000,000千円と定める。			
(歳出予算の流用)			
第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。			
各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用			
第1表 歳入歳出予算		(単位 千円)	
款	税	歳入	歳出
1 県	1 県民税	161,364,939	9 国庫支出金
	2 事業税	55,459,142	1 使
	3 地方消費税	30,561,077	2 手
	4 不動産取得税	31,809,000	1 用
	5 県たばこ税	3,317,261	2 数
	6 ゴルフ場利用税	2,592,000	1 料
	7 自動車取得税	658,000	8 使用料及び手数料
	8 軽油引取税	3,075,000	1 使
	9 自動車税	12,507,009	2 用
	10 鉱区税	19,033,907	1 料
	16 狩猟税	9,000	9 国庫補助金
	17 産業廃棄物税	36,000	1 国庫補助金
	18 旧法による税	219,000	2 国庫補助金
2 地方消費税清算金	1 地方消費税清算金	2,088,543	3 委
		28,557,000	1 財
		28,557,000	2 産
3 地方譲与税		12,645,000	1 運
			2 用
			1 収
			2 入
			10 財
			11 寄
			1 付
			1 金
			12 繰
			2 入
			1 金
			1 特
			2 別
			1 交
			2 付
			1 金
			5 航
			1 空
			2 機
			1 燃
			2 料
			1 譲
			2 与
			3 税
			4 地
			5 方
			1 道
			2 路
			1 譲
			2 与
			3 税
			4 地
			5 方
			1 道
			2 路
			1 譲
			2 与
			3 税
			4 地
			5 方
			1 道
			2 路
			1 譲
			2 与
			3 税
			4 地
			5 方
			1 道
			2 路
			1 譲
			2 与
			3 税
			4 地
			5 方
			1 道
			2 路
			1 譲
			2 与
			3 税
			4 地
			5 方
			1 道
			2 路
			1 譲
			2 与
			3 税
			4 地
			5 方
			1 道
			2 路
			1 譲
			2 与
			3 税
			4 地
			5 方
			1 道
			2 路
			1 譲
			2 与
			3 税
			4 地
			5 方
			1 道
			2 路
			1 譲
			2 与
			3 税
			4 地
			5 方
			1 道
			2 路
			1 譲
			2 与
			3 税
			4 地
			5 方
			1 道
			2 路
			1 譲
			2 与
			3 税
			4 地
			5 方
			1 道
			2 路
			1 譲
			2 与
			3 税
			4 地
			5 方
			1 道
			2 路
			1 譲
			2 与
			3 税
			4 地
			5 方
			1 道
			2 路
			1 譲
			2 与
			3 税
			4 地
			5 方
			1 道
			2 路
			1 譲
			2 与
			3 税
			4 地
			5 方
			1 道
			2 路
			1 譲
			2 与
			3 税
			4 地
			5 方
			1 道
			2 路
			1 譲
			2 与
			3 税
			4 地
			5 方
			1 道
			2 路
			1 譲
			2 与
			3 税
			4 地
			5 方
			1 道
			2 路
			1 譲
			2 与
			3 税
			4 地
			5 方
			1 道
			2 路
			1 譲
			2 与
			3 税
			4 地
			5 方
			1 道
			2 路
			1 譲
			2 与
			3 税
			4 地
			5 方
			1 道
			2 路
			1 譲
			2 与
			3 税
			4 地
			5 方
			1 道
			2 路
			1 譲
			2 与
			3 税
			4 地
			5 方
			1 道
			2 路
			1 譲
			2 与
			3 税
			4 地
			5 方
			1 道
			2 路
			1 譲
			2 与
			3 税
			4 地
			5 方
			1 道
			2 路
			1 譲
			2 与
			3 税
			4 地
			5 方
			1 道
			2 路
			1 譲
			2 与
			3 税
			4 地
			5 方
			1 道
			2 路
			1 譲
			2 与
			3 税
			4 地
			5 方
			1 道
			2 路
			1 譲
			2 与
			3 税
			4 地
			5 方
			1 道
			2 路
			1 譲
			2 与
			3 税
			4 地
			5 方
			1 道
			2 路
			1 譲
			2 与
			3 税
			4 地
			5 方
			1 道
			2 路
			1 譲
			2 与
			3 税
			4 地
			5 方
			1 道
			2 路
			1 譲
			2 与
			3 税
			4 地
			5 方
			1 道
			2 路
			1 譲
			2 与
			3 税
			4 地
			5 方
			1 道
			2 路
			1 譲
			2 与
			3 税
			4 地
			5 方
			1 道
			2 路
			1 譲
			2 与
			3 税
			4 地
			5 方
			1 道
			2 路
			1 譲
			2 与
			3 税
			4 地
			5 方
			1 道
			2 路
			1 譲
			2 与
			3 税
			4 地
			5 方
			1 道
			2 路
			1 譲
			2 与
			3 税
			4 地
			5 方
			1 道
			2 路
			1 譲
			2 与
			3 税
			4 地
			5 方
			1 道
			2 路
			1 譲
			2 与
			3 税
			4 地
			5 方
			1 道
			2 路
			1 譲
			2 与
			3 税
			4 地
			5 方
			1 道
			2 路
			1 譲
			2 与
			3 税
			4 地
			5 方
			1 道
			2 路
			1 譲
			2 与
			3 税
			4 地
			5 方
			1 道
			2 路
			1 譲
			2 与
			3 税
			4 地
			5 方
			1 道
			2 路
			1 譲
			2 与
			3 税
			4 地
			5 方
			1 道
			2 路
			1 譲
			2 与
			3 税
			4 地

帳 簿

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度	額
1 農業近代化資金の融 通に係る市町に対する 利子補給補助金及び県 が行つた利子補給	平成21年度から 平成41年度まで	(1) 平成21年度の利子補給補助金及び利子補給の対 象とする融資の総額は、4,250,000千円とする。 (2) 利子補給を行つた市町に対する利子補給補助金 は、年1.45%を限度とする額の1/2に相当する額 とする。 (3) 金融機関に対する利子補給額は、年1.7%を限 度とする額とする。	714,113,015
2 漁業近代化資金の融 通に係る市町に対する 利子補給補助金及び県 が行つた利子補給	平成21年度から 平成41年度まで	(1) 平成21年度の利子補給補助金及び利子補給の対 象とする融資の総額は、1,800,000千円とする。 (2) 利子補給を行つた市町に対する利子補給補助金 は、年2.95%を限度とする額の1/2に相当する額 とする。 (3) 金融機関に対する利子補給額は、年1.7%を限 度とする額とする。	200,000
3 公害防止施設整備資 金に対する利子補給	平成29年度まで 平成21年度から	(1) 平成21年度の利子補給の対象とする融資の総額 は、100,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年3.7%を限度とする額とする。 (1) 平成21年度の利子補給の対象とする融資の総額 は、170,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年2.5%を限度とする額とする。	200,000
4 産業廃棄物処理施設 整備資金に対する利子 補給	平成29年度まで	(1) 平成21年度の利子補給の対象とする融資の総額 は、170,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年2.5%を限度とする額とする。	200,000

12 公 債 費	1 公 債 費	100,958,449
13 諸 支 出 金	1 地方消費税清算金 2 利子割交付金 3 配当割交付金 4 株式等譲渡所得割交付金 5 地方消費税交付金 6 ゴルフ場利用税交付金 8 自動車取得税交付金 9 利子割精算金	48,392,000 30,868,000 866,000 200,000 101,000 13,848,000 461,000 2,045,000 3,000
14 予 備 費	1 予 備 費	200,000
歳 出 合 計		714,113,015

5 漁業経営維持安定資 金の融通に係る市町に 対する利子補給補助金 及び県が行つた利子補給	平成21年度から 平成36年度まで	(1) 平成21年度の利子補給補助金及び利子補給の対 象とする融資の総額は、600,000千円とする。 (2) 利子補給を行つた市町に対する利子補給補助金 は、年0.1%を限度とする額の1/2に相当する額と する。 (3) 金融機関に対する利子補給額は、年1.3%を限 度とする額とする。
6 漁業経営再建資金の 融通に係る利子補給	平成21年度から 平成36年度まで	(1) 平成21年度の利子補給の対象とする融資の総額 は、400,000千円とする。 (2) 金融機関に対する利子補給額は、年0.1%を限 度とする額とする。
7 新規就農資金の融通 に係る市町に対する利 子補給補助金	平成21年度から 平成36年度まで	(1) 平成21年度の利子補給補助金の対象とする融資 の総額は、150,000千円とする。 (2) 利子補給を行つた市町に対する利子補給補助金 は、年3.1%を限度とする額の1/2に相当する額と する。
8 農業経営基盤強化資 金の融通に係る市町に 対する利子補給補助金	平成21年度から 平成46年度まで	(1) 平成21年度の利子補給補助金の対象とする融資 の総額は、1,600,000千円とする。 (2) 利子補給を行つた市町に対する利子補給補助金 は、年2.75%を限度とする額の1/2に相当する額 とする。
9 農業経営負担軽減支 援資金に対する利子補 給	平成21年度から 平成36年度まで	(1) 平成21年度の利子補給の対象とする融資の総額 は、500,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.7%を限度とする額とする。 (1) 平成21年度の利子補給の対象とする融資の総額 は、51,761千円とする。 (2) 利子補給額は、年1.3%を限度とする額とする。
10 森林整備活性化資金 の融通に係る利子補給	平成52年度まで 平成21年度から	(1) 平成21年度の利子補給の対象とする融資の総額 は、20,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年3%を限度とする額とする。
11 生活福祉資金に対す る利子補給	平成29年度まで	(1) 平成21年度の利子補給の対象とする融資の総額 は、1,000,000千円とする。 (2) 金融機関に対する利子補給額は、年1.3%を限 度とする額とする。
12 日本海沿岸漁業等経 営利子補給	平成21年度から 平成30年度まで	(1) 平成21年度の利子補給の対象とする融資の総額 は、20,000千円とする。 (2) 金融機関に対する利子補給額は、年1.3%を限 度とする額とする。
13 漁業経営高度化促進 支援資金（取組促進資 金）の融通に係る利子 補給	平成21年度から 平成31年度まで	(1) 平成21年度の利子補給の対象とする融資の総額 は、20,000千円とする。 (2) 金融機関に対する利子補給額は、年1.3%を限 度とする額とする。
14 漁船漁業運転資金の 融通に係る市町に対す る利子補給補助金	平成21年度から 平成28年度まで	(1) 平成21年度の利子補給補助金の対象とする融資 の総額は、240,000千円とする。 (2) 利子補給を行つた市町に対する利子補給補助金 は、年1.3%を限度とする額の1/2に相当する額と する。
15 住宅用太陽光発電シ ステム整備資金に対す る利子補給	平成21年度から 平成32年度まで	(1) 平成21年度の利子補給の対象とする融資の総額 は、200,000千円とする。 (2) 利子補給額は、年2.5%を限度とする額とする。

(1) 日本政策金融公庫が平成21年度に融資総額111,504千円の範囲内で財団法人やまぐち農林振興公社に融資した案件において、その元金の最終償還を要求した場合は公庫の債務の指定する期日とし、最終償還期限の到来があった場合はその変更する期日とする。といたし、元金償還日(以下「損失確定日」という。)において、遅延損害金に相当する金額及び損失確定日の翌日から補償履行の日までの利率年11.0%に相当する利息

平成21年3月31日 火曜日		平 口 帳 簿		(号 外-30)	
36	県税の収納管理に係る業務委託の年度を越える事業を一括契約すること。	平成21年度から平成24年度まで	18,846千円	48	〃
37	防止対策事業の年度を越えること。水路) 道路改良事業の年度を越えること。登御道橋)	平成21年度から平成22年度まで	200,000千円	49	黒杭川上流ダム管理(事務所)
38	〃	平成21年度から平成22年度まで	100,000千円	50	港湾環境整備事業の年度を越えること。徳山下松港)
39	〃	平成21年度から平成23年度まで	900,000千円	51	海岸防災事業の年度を越えること。徳山下松港)
40	〃	平成21年度から平成23年度まで	2,600,000千円	52	〃
41	〃	平成21年度から平成22年度まで	90,000千円	53	〃
42	〃	平成21年度から平成22年度まで	490,000千円	54	〃
43	〃	平成21年度から平成23年度まで	100,000千円	55	〃
44	〃	平成21年度から平成22年度まで	350,000千円	56	〃
45	〃	平成21年度から平成22年度まで	490,000千円	57	〃
46	〃	平成21年度から平成22年度まで	360,000千円	58	〃
47	〃	平成21年度から平成22年度まで	475,000千円	59	〃
48	〃	平成21年度から平成22年度まで	65,000千円	59	〃
49	〃	平成21年度から平成22年度まで	1,300,000千円		
50	〃	平成21年度から平成22年度まで	450,000千円		
51	〃	平成21年度から平成22年度まで	490,000千円		
52	〃	平成21年度から平成22年度まで	480,000千円		
53	〃	平成21年度から平成22年度まで	160,000千円		
54	〃	平成21年度から平成22年度まで	490,000千円		
55	〃	平成21年度から平成22年度まで	380,000千円		
56	〃	平成21年度から平成23年度まで	490,000千円		
57	〃	平成21年度から平成22年度まで	3,405,677千円		
58	〃	平成21年度から平成22年度まで	346,500千円		
59	〃	平成21年度から平成22年度まで	396,591千円		

60 周南警察署耐震化事業の年度を越える工事を一括契約すること。	平成21年度から平成22年度まで	393,762千円
61 県立宇部総合支援中学校舎建設事業の年度を越える工事を一括契約すること。	平成21年度から平成22年度まで	991,256千円

第3表 地方債 (単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災体制整備拡充事業	25,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内のもの、ただし、特別のものは、借入先と協議して定める条件による。
退職手当給付事業(総務)	4,289,000		ただし、直り直り見直しを行うについては、当該見直し後、直り直り見直しによる。	
萩美術館整備事業	1,157,000			
県立身体障害者福祉施設整備事業	152,000			
老人福祉施設整備事業	86,000			
児童自立支援施設整備事業	31,000			
児童相談所事業	14,000			
特殊公害対策事業	20,800			
職業能力開発校整備事業	186,000			
県営かんがい排水改良事業	26,000			
広域営農団地農道整備事業	1,081,000			
基幹農道整備事業	249,000			
経営体育成基盤整備事業	621,000			
県営中山間地域総合整備事業	443,000			
県営農村振興総合整備事業	87,000			
ふるさと農道緊急整備事業	117,000			
県営老朽ため池整備事業	143,000			
地すべり対策事業(農林)	573,000			
県営海岸保全施設整備事業	216,000			

湛水防除事業	11,000			
広域基幹林道開設事業	284,000			
ふるさと林道緊急整備事業	91,000			
一般治山事業	356,000			
水源地域緊急整備事業	546,000			
保安林改良事業	196,000			
保安林整備事業	13,000			
保安林保育事業	2,000			
林地荒廃防止事業	80,000			
小規模治山事業	39,000			
地域水産物供給基盤整備事業(漁港)	60,000			
広域水産物供給基盤整備事業(漁港)	370,000			
漁港海岸保全施設整備事業	100,000			
地域水産物供給基盤整備事業(漁場)	224,000			
水産資源環境整備事業	54,000			
漁業取締船建造事業	314,000			
舗装補修事業	34,000			
地域活力基盤創造交付金事業(道路)	1,978,000			
単独道路舗装事業	386,000			
単独道路災害防除事業	160,000			
単独路側整備事業	104,000			
道路改良事業	4,099,000			
道路特殊改良事業	81,000			
単独道路改良事業	5,119,000			

単独交通安全施設整備事業 (公安委員会分)	92,000		
退職手当給付事業 (警察)	2,234,000		
校舎改築事業	1,218,000		
実習船建造事業	216,000		
大規模改造事業	892,000		
退職手当給付事業 (教育)	1,652,000		
特別支援学校施設整備事業	177,000		
土木過年補助災害復旧事業	18,000		
土木過年単独災害復旧事業	24,000		
土木現年補助災害復旧事業	999,000		
土木現年単独災害復旧事業	70,000		
補助港湾災害復旧事業	116,000		
県立学校施設災害復旧事業	60,000		
治山施設災害復旧事業	1,000		
県有施設災害復旧事業	100,000		
臨時財政対策債	48,800,000		
計	111,547,400		

平成21年度母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成21年度山口県の母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ391,986千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

歳 入

1 歳入	金	1 他会計繰入金	金	860
2 繰越	金	1 繰越金	金	78,000
3 諸収	入	1 貸付金元利収入	金	313,126
		合 計		313,126
	入	合 計	歳 出	391,986
1 母子寡婦福祉資金	歳 出	1 母子寡婦福祉資金	金	391,986
		合 計		391,986

平成21年度農業改良資金特別会計予算

平成21年度山口県の農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ267,720千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

2 繰入	金	1 他会計繰入金	金	18,045
3 繰越	金	1 繰越金	金	166,695
4 諸収	入	1 貸付金元利収入	金	50,480
		2 雑		50,204
		合 計		276

5 県 債	1 県 債	32,500
歳 入	合 計	32,500
款	項 出	267,720
1 農業改良資金	1 農業改良資金	267,720
歳 出	合 計	267,720
第2表 地方債		(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業改良資金	2,500	政府予算貸付方法による。	無利息	国の定める方法による。
農業支援資金	30,000			
計	32,500			

平成21年度中小企業近代化資金特別会計予算

平成21年度山口県の中小企業近代化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- (歳入歳出予算)
- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,982,124千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算		(単位 千円)
款	歳 入	金 額
2 繰 入 金	1 他 会 計 繰 入 金	38,807
3 繰 越 金	1 繰 越 金	38,807
4 諸 収 入	1 貸付金元利収入	953,524
		3,989,793
		3,989,793

歳 入	合 計	4,982,124
款	項 出	金 額
1 中小企業近代化資金	1 中小企業設備近代化資金	4,982,124
	2 中小企業高度化資金	1,561,689
歳 出	合 計	3,420,435
		4,982,124

平成21年度下関漁港地方卸売市場特別会計予算

平成21年度山口県の下関漁港地方卸売市場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- (歳入歳出予算)
- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ588,429千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

- 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算		(単位 千円)
款	歳 入	金 額
1 分担金及び負担金	1 負 担 金	31,083
2 使用料及び手数料	1 使 用 料	31,083
4 財 産 収 入	1 財 産 運 用 収 入	91,437
	2 財 産 売 払 収 入	91,437
5 繰 入 金		163,506
		4,159
		159,347
		245,191

報

帳

口

目

平成21年度山口県

平成21年3月31日

6	繰越金	1	他会計繰入金	245,191
		1	繰越金	1
7	諸収入	1	延滞金	57,211
		3	雑収入	1
			計	57,210
			歳入	588,429
			計	588,429
1	下関漁港地方卸売市場費		金額	
		2	市場管理費	588,429
		3	水産加工団地整備費	429,082
			計	159,347
			歳出	588,429

平成21年度林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成21年度山口県の林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ125,061千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

2	繰入金	1	他会計繰入金	518
3	繰越金	1	繰越金	95,020
4	諸収入	1	貸付金元利収入	28,952
		2	雑収入	571
			計	125,061
			歳入	125,061
			計	125,061
			歳出	
			計	

1	林業・木材産業改善資金	125,061
	1 林業・木材産業改善資金	125,061
	歳出	125,061
	計	125,061

平成21年度沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成21年度山口県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101,237千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

2	繰入金	1	他会計繰入金	1,237
3	繰越金	1	繰越金	73,861
4	諸収入	1	貸付金元利収入	26,139
			計	101,237
			歳入	101,237
			計	101,237
			歳出	
			計	

平成21年度当せん金付証券発売事業特別会計予算

平成21年度山口県の当せん金付証券発売事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,139,455千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

1	沿岸漁業改善資金	101,237
	1 沿岸漁業改善資金	101,237
	歳出	101,237
	計	101,237

歳入		歳出		合計	
平成21年度土地取得事業特別会計予算					
平成21年度山口県の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。					
(歳入歳出予算)					
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,215千円と定める。					
第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。					
第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)					
歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
款	款	項	項	金額	金額
1 財産収入	1 財産収入	1 財産運用収入		6,215	6,215
		合計		6,215	6,215
合計		合計		6,215	6,215
平成21年度流域下水道事業特別会計予算					
平成21年度山口県の流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。					
(歳入歳出予算)					
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,381,800千円と定める。					
第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。					
(地方債)					
第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。					
第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)					
歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
款	款	項	項	金額	金額
1 分担金及び負担金				873,252	

歳入		歳出	
款	項	金額	金額
1 事業収入	1 事業収入	5,134,335	5,134,335
2 繰入金	1 他会計繰入金	5,119	5,119
3 繰越金	1 繰越金	1	1
	合計	5,139,455	5,139,455
合計		5,139,455	5,139,455
平成21年度収入証紙特別会計予算			
平成21年度山口県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。			
(歳入歳出予算)			
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,913,837千円と定める。			
第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。			
第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)			
歳入	歳出	歳入	歳出
款	項	金額	金額
1 当せん金付証券発売事業費	1 券売諸費	5,139,455	5,119
	2 繰越金	5,134,336	5,139,455
	合計	5,139,455	5,139,455
合計		5,139,455	5,139,455

平成21年3月31日 火曜日

支 出	支 出
第4款 資本的支出	1,369,983千円
第1項 建設費	9,058千円
第2項 改良費	122,037千円
第3項 投資	1千円
第4項 償還金	235,787千円
第5項 長期貸付金	1,000,000千円
第6項 補助金返還金	100千円
第8項 予備費	3,000千円
(一時借入金)	
第5条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。	
(予定支出の各項の経費の金額の流用)	

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

電気事業費用のうち、営業費用、財務費用及び事業外費用の相互流用(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

職員給与費 437,412千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

平成21年度工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成21年度山口県の工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総給水量 581,386,600m³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	収 入
第1款 工業用水道事業収益	8,101,979千円
第1項 営業収益	8,071,841千円

第2項 営業外収益	30,133千円
第4項 特別利益	2千円
第5項 特別利益	3千円

第2款 工業用水道事業費用

第1項 営業費用 6,206,099千円

第2項 営業外費用 5,117,315千円

第4項 事業外費用 1,078,508千円

第5項 特別損失 174千円

第6項 予備費 102千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的

支出額に対し不足する額2,856,600千円は、当年度分損益勘定留保資金952,035千円、過年度分損益勘定留保資金1,805,121千円及び当年度資本的収支調整額99,444千円で補てんするものとする。)

第3款 資本的収入

第1項 企業債 2,724,584千円

第3項 長期借入金 1,494,000千円

第4項 資本剰余金 556,606千円

第5項 固定資産収入 519,860千円

第6項 雑収入 1千円

第4款 資本的支出

第1項 建設費 5,581,184千円

第2項 改良費 258,300千円

第3項 投資 2,167,096千円

第4項 償還金 1千円

第5項 補助金返還金 3,135,795千円

第7項 予備費 9,992千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度	額
富田夜市川工業用水道改良事業の年度を越えること。 (一括契約すること。)	平成21年度から平成22年度まで	220,000千円	
(計装設備工事) 佐波川工業用水道改良事業の年度を越えること。 (一括契約すること。)	平成21年度から平成22年度まで	300,000千円	
(計装設備工事) 厚東川工業用水道改良事業の年度を越えること。 (一括契約すること。)	平成21年度から平成22年度まで	500,000千円	

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
小瀬川工業用水道改良資金	千円 43,000	証券借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率又は見直し方式で借り入れた資金については、直後において直後の利率に引き上げる。	30年以内毎年元利均等又は元金均等年賦又は半年賦により償還するものとする。特別のものは、借入先と協議して定める条件による。
周南工業用水道改良資金	150,000			
富田夜市川工業用水道改良資金	300,000			
佐波川工業用水道改良資金	211,000			
佐波川第2期工業用水道改良資金	90,000			
厚東川工業用水道改良資金	500,000			
木屋川工業用水道改良資金	200,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。
(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

工業用水道事業費用のうち、営業費用、営業外費用及び事業外費用の相互流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

職員給与費 799,736千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

平成21年度総合医療センター事業会計予算

(総則)

第1条 平成21年度山口県の総合医療センター事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数 504床

(2) 年 間 患 者 数 170,090人

外 来 211,508人

(3) 一 日 平 均 患 者 数 466人

外 来 874人

(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業 95,928千円

病院施設整備 405,000千円

事業 医療器械器具 及び備品購入

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款 病院事業収益 11,507,677千円

第1項 医 業 収 益 10,010,272千円

第2項 医 業 外 収 益 1,497,305千円

第3項 特 別 利 益 100千円

第1款 病 院 事 業 費 用 支 出 11,337,166千円

第1項 医業費用	11,091,429千円
第2項 医業外費用	244,137千円
第3項 特別損失	600千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額723,705千円は、過年度分損益勘定留保資金723,098千円及び当年度資本的収支調整額607千円で補てんするものとする。）。

収入

第3款 資本的収入	927,803千円
第1項 企業債	495,000千円
第4項 負担金	391,757千円
第7項 寄付金	41,046千円

支出

第3款 資本的支出	1,651,508千円
第1項 建設改良費	500,928千円
第3項 企業債償還金	1,145,580千円
第6項 予備費	5,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(1) 病院施設整備事業

起債の目的	病院施設整備事業資金に充てるため
限度額	95,000千円

起債の方法	証券借入又は証券発行
利率	借入先と協議して定める利率
償還の方法	30年以内に毎年元利均等半年賦又は元金均等半年賦により償還するものとする。

(2) 医療器械器具等整備

起債の目的	医療用器械等整備事業資金に充てるため
限度額	400,000千円

起債の方法	証券借入又は証券発行
利率	借入先と協議して定める利率
償還の方法	30年以内に毎年元利均等半年賦又は元金均等半年賦により償還するものとする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,300,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

職員給与費	5,930,142千円
-------	-------------

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、2,796,296千円と定める。

平成21年度こころの医療センター事業会計予算

(総則)

第1条 平成21年度山口県のあるこころの医療センター事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	180床
(2) 年間患者数	63,145人
入院	23,765人
外来	173人
入院	97人
外来	

(3) 一日平均患者数

入院	173人
外来	97人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 病院事業収益	1,648,344千円
第1項 医業収益	1,309,177千円
第2項 医業外収益	339,167千円

支出

第1款 病院事業費用	1,789,111千円
第1項 医業費用	1,695,737千円
第2項 医業外費用	92,774千円
第3項 特別損失	100千円

(号外-30)

第4項 予備費	500千円
(資本的収入及び支出)	
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額12,624千円は、過年度分損益勘定留保資金12,624千円で補てんするものとする。)	
第3款 資本的収入	収入 15,761千円
第4項 負担金	支出 15,761千円
第3款 資本的支出	28,385千円
第3項 企業債償還金	28,385千円
(一時借入金)	
第5条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。	
(議会の議決を経なければ流用することできない経費)	
第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。	
職員給与費	1,178,614千円
(たな卸資産購入限度額)	
第7条 たな卸資産の購入限度額は、145,620千円と定める。	

予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。			
(継続費の補正)			
第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。			
(繰越明許費)			
第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。			
(債務負担行為の補正)			
第4条 債務負担行為の追加及び変更は、「第4表 債務負担行為補正」による。			
(地方債の補正)			
第5条 地方債の追加及び変更は、「第5表 地方債補正」による。			
第1表 歳入歳出予算補正	歳入		
款	項	補正額	補正前の額
1 県 税		△8,151,189	197,280,559
1 県 民 税		△2,846,578	61,043,928
2 事 業 税		△3,927,774	56,729,196
3 地 方 消 費 税		1,655,000	31,566,000
4 不 動 産 取 得 税		△244,756	3,676,419
5 県 た ば こ 税		△35,000	2,769,000
6 ゴ ー ル フ 場 利 用 税		38,000	659,000
8 自 動 車 税		2,977	19,496,101
9 鉞 区 税		△1,000	10,000
13 自 動 車 取 得 税		△531,000	4,870,000
14 軽 油 引 取 税		△2,305,058	16,201,915
17 産 業 廃 棄 物 税		44,000	222,000
2 地 方 消 費 税 清 算 金		△5,223,000	30,131,000
1 地 方 消 費 税 清 算 金		△5,223,000	30,131,000
3 地 方 譲 与 税			
1 地 方 道 路 譲 与 税		△350,000	3,699,000
2 石 油 ガ 又 譲 与 税		△326,000	3,426,000
		△23,000	259,000
			236,000

平成21年3月31日 火曜日

(30-外 呼)

種 別	帳 目	平 成 21 年 3 月 31 日 火 曜 日
5 勞 働 費	8 医 薬 院 費	16,233
	10 病 院 費	△141,714
	1 勞 政 費	5,059,523
	2 職 業 能 力 開 発 費	△238,558
	3 失 業 対 策 費	△115,303
	4 勞 働 委 員 会 費	5,417,727
	1 農 業 費	△4,343
	2 畜 産 業 費	△6,387,614
	3 農 地 費	51,029,950
	4 林 業 費	11,838,654
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	△711,172
	2 畜 産 業 費	△42,296
	3 農 地 費	828,963
	4 林 業 費	△2,817,954
	5 水 産 業 費	18,024,757
	1 商 業 費	△1,219,738
	2 工 鉱 業 費	△1,596,454
	3 観 光 費	△1,596,454
	4 工 業 用 水 道 費	△3,777,748
	8 土 木 費	73,327,333
7 商 工 費	1 商 業 費	△43,799
	2 工 鉱 業 費	△3,734,318
	3 観 光 費	△2,771
	4 工 業 用 水 道 費	398,829
	1 管 理 費	592,540
	2 道 路 橋 上 下 費	3,140
	3 河 川 海 岸 費	△1,404,633
	4 港 湾 費	110,876,732
	5 都 市 計 画 費	216,889
	6 住 宅 費	8,416,365
9 警 察 費	1 警 察 活 動 費	43,865,476
	2 警 察 管 理 費	44,053,196
	1 警 察 活 動 費	23,285,047
	2 警 察 管 理 費	21,733,138
	1 警 察 活 動 費	642,789
	2 警 察 管 理 費	11,478,689
	1 警 察 活 動 費	12,121,478
	2 警 察 管 理 費	12,422,043
	1 警 察 活 動 費	△262,897
	2 警 察 管 理 費	12,684,940
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	△637,225
	2 小 学 校 費	11,146,215
	3 中 学 校 費	41,569,273
	4 高 等 学 校 費	△543,460
	1 教 育 総 務 費	△382,369
	2 小 学 校 費	38,762,522
	3 中 学 校 費	2,806,751
	4 高 等 学 校 費	2,645,660
	1 教 育 総 務 費	△1,254,971
	2 小 学 校 費	149,025,335
3 中 学 校 費	147,770,364	
4 高 等 学 校 費	14,310,172	
1 教 育 総 務 費	330,042	
2 小 学 校 費	14,640,214	
3 中 学 校 費	48,252,122	
4 高 等 学 校 費	48,421,138	
1 教 育 総 務 費	29,192,482	
2 小 学 校 費	29,195,842	
3 中 学 校 費	31,144,153	
4 高 等 学 校 費	32,140,982	
11 災 害 復 旧 費	7 特 別 支 援 学 校 費	△121,668
	8 社 会 教 育 費	12,155,790
	9 保 健 体 育 費	12,034,122
	10 大 学 費	△99,853
	11 学 事 費	△39,557
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	△1,211,452
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,072,520
	4 学 校 施 設 等 災 害 復 旧 費	1,528,618
	1 公 債 費	13,591
	2 利 子 割 交 付 金	1,204,162
	3 配 当 割 交 付 金	7,999,471
	4 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	△175,041
	5 地 方 消 費 税 交 付 金	△4,753,059
	6 二 次 場 利 用 税 交 付 金	5,050,021
	8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	△1,211,452
	9 利 子 割 精 算 金 合 計	1,272,196
	第 2 表 繼 続 費 補 正 変 更	3,617,825
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	△150,000
	2 利 子 割 交 付 金	160,000
	3 配 当 割 交 付 金	△1,074,176
	4 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	98,635,928
	5 地 方 消 費 税 交 付 金	97,561,752
	6 二 次 場 利 用 税 交 付 金	△1,074,176
	8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	2,564,000
	9 利 子 割 精 算 金 合 計	47,659,000
	第 2 表 繼 続 費 補 正 変 更	27,495,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	5,305,000
	2 利 子 割 交 付 金	1,285,000
	3 配 当 割 交 付 金	861,000
	4 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	81,000
	5 地 方 消 費 税 交 付 金	△363,000
	6 二 次 場 利 用 税 交 付 金	494,000
	8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	494,000
	9 利 子 割 精 算 金 合 計	13,820,000
	第 2 表 繼 続 費 補 正 変 更	12,628,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	△1,192,000
	2 利 子 割 交 付 金	34,000
	3 配 当 割 交 付 金	462,000
	4 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	34,000
	5 地 方 消 費 税 交 付 金	△358,000
	6 二 次 場 利 用 税 交 付 金	3,239,000
	8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	2,881,000
	9 利 子 割 精 算 金 合 計	3,000
	第 2 表 繼 続 費 補 正 変 更	3,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	△9,373,963
	2 利 子 割 交 付 金	714,390,116
	3 配 当 割 交 付 金	705,016,153
	4 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	714,390,116
	5 地 方 消 費 税 交 付 金	714,390,116
	6 二 次 場 利 用 税 交 付 金	714,390,116
	8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	714,390,116
	9 利 子 割 精 算 金 合 計	714,390,116
	第 2 表 繼 続 費 補 正 変 更	714,390,116
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	714,390,116
	2 利 子 割 交 付 金	714,390,116
	3 配 当 割 交 付 金	714,390,116
	4 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	714,390,116
	5 地 方 消 費 税 交 付 金	714,390,116
	6 二 次 場 利 用 税 交 付 金	714,390,116
	8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	714,390,116
	9 利 子 割 精 算 金 合 計	714,390,116
	第 2 表 繼 続 費 補 正 変 更	714,390,116
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	714,390,116
	2 利 子 割 交 付 金	714,390,116
	3 配 当 割 交 付 金	714,390,116
	4 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	714,390,116
	5 地 方 消 費 税 交 付 金	714,390,116
	6 二 次 場 利 用 税 交 付 金	714,390,116
	8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	714,390,116
	9 利 子 割 精 算 金 合 計	714,390,116
	第 2 表 繼 続 費 補 正 変 更	714,390,116
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	714,390,116
	2 利 子 割 交 付 金	714,390,116
	3 配 当 割 交 付 金	714,390,116
	4 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	714,390,116
	5 地 方 消 費 税 交 付 金	714,390,116
	6 二 次 場 利 用 税 交 付 金	714,390,116
	8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	714,390,116
	9 利 子 割 精 算 金 合 計	714,390,116
	第 2 表 繼 続 費 補 正 変 更	714,390,116
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	714,390,116
	2 利 子 割 交 付 金	714,390,116
	3 配 当 割 交 付 金	714,390,116
	4 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	714,390,116
	5 地 方 消 費 税 交 付 金	714,390,116
	6 二 次 場 利 用 税 交 付 金	714,390,116
	8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	714,390,116
	9 利 子 割 精 算 金 合 計	714,390,116
	第 2 表 繼 続 費 補 正 変 更	714,390,116
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	714,390,116
	2 利 子 割 交 付 金	714,390,116
	3 配 当 割 交 付 金	714,390,116
	4 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	714,390,116
	5 地 方 消 費 税 交 付 金	714,390,116
	6 二 次 場 利 用 税 交 付 金	714,390,116
	8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	714,390,116
	9 利 子 割 精 算 金 合 計	714,390,116
	第 2 表 繼 続 費 補 正 変 更	714,390,116
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	714,390,116
	2 利 子 割 交 付 金	714,390,116
	3 配 当 割 交 付 金	714,390,116
	4 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	714,390,116
	5 地 方 消 費 税 交 付 金	714,390,116
	6 二 次 場 利 用 税 交 付 金	714,390,116
	8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	714,390,116
	9 利 子 割 精 算 金 合 計	714,390,116
	第 2 表 繼 続 費 補 正 変 更	714,390,116
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	714,390,116
	2 利 子 割 交 付 金	714,390,116
	3 配 当 割 交 付 金	714,390,116
	4 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	714,390,116
	5 地 方 消 費 税 交 付 金	714,390,116
	6 二 次 場 利 用 税 交 付 金	714,390,116
	8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	714,390,116
	9 利 子 割 精 算 金 合 計	714,390,116
	第 2 表 繼 続 費 補 正 変 更	714,390,116
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	714,390,116
	2 利 子 割 交 付 金	714,390,116
	3 配 当 割 交 付 金	714,390,116
	4 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	714,390,116
	5 地 方 消 費 税 交 付 金	714,390,116
	6 二 次 場 利 用 税 交 付 金	714,390,116
	8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	714,390,116
	9 利 子 割 精 算 金 合 計	714,390,116
	第 2 表 繼 続 費 補 正 変 更	714,390,116
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	714,390,116
	2 利 子 割 交 付 金	714,390,116
	3 配 当 割 交 付 金	714,390,116
	4 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	714,390,116
	5 地 方 消 費 税 交 付 金	714,390,116
	6 二 次 場 利 用 税 交 付 金	714,390,116
	8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	714,390,116
	9 利 子 割 精 算 金 合 計	714,390,116
	第 2 表 繼 続 費 補 正 変 更	714,390,116
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	714,390,116
	2 利 子 割 交 付 金	714,390,116
	3 配 当 割 交 付 金	714,390,116
	4 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	714,390,116
	5 地 方 消 費 税 交 付 金	714,390,116
	6 二 次 場 利 用 税 交 付 金	714,390,116
	8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	714,390,116
	9 利 子 割 精 算 金 合 計	714,390,116
	第 2 表 繼 続 費 補 正 変 更	714,390,116
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	714,390,116
	2 利 子 割 交 付 金	714,390,116
	3 配 当 割 交 付 金	714,390,116
	4 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	714,390,116
	5 地 方 消 費 税 交 付 金	714,390,116
	6 二 次 場 利 用 税 交 付 金	714,390,116
	8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	714,390,116
	9 利 子 割 精 算 金 合 計	714,390,116
	第 2 表 繼 続 費 補 正 変 更	714,390,116
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	714,390,116
	2 利 子 割 交 付 金	714,390,116
	3 配 当 割 交 付 金	714,390,116
	4 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	714,390,116
	5 地 方 消 費 税 交 付 金	714,390,116
	6 二 次 場 利 用 税 交 付 金	714,390,116
	8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	714,390,116
	9 利 子 割 精 算 金 合 計	714,390,116
	第 2 表 繼 続 費 補 正 変 更	714,390,116
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	714,390,116
	2 利 子 割 交 付 金	714,390,116
	3 配 当 割 交 付 金	714,390,116
	4 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	714,390,116
	5 地 方 消 費 税 交 付 金	714,390,116
	6 二 次 場 利 用 税 交 付 金	714,390,116
	8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	714,390,116
	9 利 子 割 精 算 金 合 計	714,390,116
	第 2 表 繼 続 費 補 正 変 更	714,390,116
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	714,390,116
	2 利 子 割 交 付 金	714,390,116
	3 配 当 割 交 付 金	714,390,116
	4 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	714,390,116
	5 地 方 消 費 税 交 付 金	714,390,116
	6 二 次 場 利 用 税 交 付 金	714,390,116
	8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	714,390,116
	9 利 子 割 精 算 金 合 計	714,390,116
	第 2 表 繼 続 費 補 正 変 更	714,390,116
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	714,390,116
	2 利 子 割 交 付 金	714,390,116
	3 配 当 割 交 付 金	714,390,116
	4 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	714,390,116
	5 地 方 消 費 税 交 付 金	714,390,116
	6 二 次 場 利 用 税 交 付 金	714,390,116
	8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	714,390,116
	9 利 子 割 精 算 金 合 計	714,390,116
	第 2 表 繼 続 費 補 正 変 更	714,390,116
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	714,390,116
	2 利 子 割 交 付 金	714,390,116
	3 配 当 割 交 付 金	

深川川総合 開発事業費	5	3,587,500	13,993,000	5	3,587,500
	6	3,000,000		6	3,000,000
	7	3,000,000		7	3,000,000
	8	2,006,279		8	2,006,279
	9	1,230,000		9	1,230,000
	10	4,745,021		10	4,745,021
	11	3,900,000		11	3,900,000
	12	4,334,137		12	4,334,137
	13	2,900,000		13	2,900,000
	14	2,600,988		14	2,600,988
	15	1,500,000		15	1,500,000
	16	1,298,000		16	1,298,000
	17	1,992,000		17	1,992,000
	18	1,377,000		18	1,377,000
	19	1,474,000		19	1,474,000
	20	2,400,000		20	2,250,000
	21	2,000,000		21	2,400,000
	22	2,000,000		22	2,000,000
	23	1,242,375		23	992,375
	7	919,000		7	919,000

第3表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事	項	金額					
2 総務費	1 総務管理費	2 企画調整費	庁舎等維持管理費 地域づくり推進費	8	820,000				
				9	800,000				
				10	220,000				
				11	250,000				
				12	250,000				
				13	300,000				
				14	494,912				
				15	198,000				
				16	280,382				
				17	327,028				
				18	225,000				
				19	270,000				
				20	300,000				
				21	3,053,000				
				22	3,123,500				
				23	2,162,178				
								8	820,000
								9	800,000
								10	220,000
								11	250,000
								12	250,000
								13	300,000
								14	494,912
				15	198,000				
				16	280,382				
				17	327,028				
				18	225,000				
				19	270,000				
				20	300,000				
				21	300,000				
				22	3,123,500				
				23	4,915,178				

林地荒廃防止事業	130,000	128,600			河川災害関連事業	1,053,000	900,000
小規模治山事業	68,000	48,300			河川直轄事業負担金	196,000	337,900
地域水産物供給基盤整備事業(漁港)	81,000	90,000			錦川総合開発事業	1,075,000	1,120,500
広域水産物供給基盤整備事業(漁港)	219,000	202,400			深川川総合開発事業	115,000	127,900
漁港海岸保全施設整備事業	90,000	100,000			小規模生活タム事業	999,000	1,095,000
地域水産物供給基盤整備事業(漁場)	229,000	202,500			堰堤改良事業	25,000	85,700
水産資源環境整備事業	68,000	47,400			河川総合開発直轄事業負担金	29,000	31,900
漁業取締船建造事業	451,000	194,600			堰堤修繕事業	118,000	109,600
長門農林事務所庁舎整備事業	200,000	247,700			高潮対策事業	129,000	144,100
舗装補修事業	65,000	50,000			侵食対策事業	30,000	33,600
道路災害防除事業	69,000	0			海岸局部改良事業	10,000	11,900
緊急地方道路整備事業(道路)	2,317,000	1,738,600			通常砂防事業	1,100,000	1,011,000
道路改良事業	4,290,000	4,382,300			災害関連緊急砂防事業	33,000	0
道路特殊改良事業	177,000	119,000			地すべり対策事業(建設)	370,000	402,500
単独道路改良事業	5,728,000	5,839,100			災害関連緊急地すべり対策事業	74,000	0
道路直轄事業負担金	8,656,000	9,102,700			急傾斜地崩壊対策事業	892,000	868,800
交通安全施設整備事業(道路管理者分)	633,000	679,400			災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業	115,000	0
橋りょう補修事業	175,000	25,500			砂防災害関連事業	90,000	0
橋りょう整備事業	117,000	117,900			単独砂防改良事業	213,000	213,500
広域河川改修事業	767,000	894,500			自然災害防止事業(砂防)	507,000	509,000
河川再生事業	36,000	44,000			港湾改修事業	665,000	818,100
河川情報基盤緊急整備事業	108,000	95,800			港湾既存施設有効活用促進事業	52,000	135,800
周防高潮対策事業	857,000	954,000			港湾環境整備事業	1,323,000	1,535,100
河川工作物関連応急対策事業	2,000	1,600			港湾直轄事業負担金	1,073,000	1,179,300

(号外-30)

平成27年3月31日 火曜日

海岸防災事業	1,017,000	1,215,600				
空港建設事業	493,000	417,600				
都市計画街路整備事業	315,000	376,000				
緊急地方道路整備事業(街路)	2,378,000	2,043,500				
単独都市計画街路整備事業	1,480,000	1,478,200				
都市公園整備事業	1,197,000	1,197,600				
単独都市公園整備事業	77,000	72,000				
公営住宅建設事業	2,338,000	1,866,300				
駐在所等改築事業	136,000	188,800				
警察施設耐震化緊急整備事業	395,000	431,300				
交通安全施設整備事業(公安委員会分)	208,000	298,200				
単独交通安全施設整備事業(公安委員会分)	88,000	63,200				
退職手当給付事業(警察)	2,221,000	2,010,000				
校舎改築事業	773,000	810,000				
実習船建造事業	56,000	79,900				
大規模改築事業	1,119,000	1,098,800				
退職手当給付事業(教育)	1,621,000	1,861,000				
特別支援学校施設整備事業	206,000	217,700				
土木過年補助災害復旧事業	31,000	14,000				
土木過年単独災害復旧事業	18,000	15,500				
土木現年補助災害復旧事業	999,000	41,700				
土木現年単独災害復旧事業	70,000	23,500				
補助港湾災害復旧事業	116,000	0				
県立学校施設災害復旧事業	60,000	0				

治山施設災害復旧事業	1,000					
県有施設災害復旧事業	100,000					
臨時財政対策債	22,800,000			22,830,400		
計	87,025,700			84,406,300		

平成20年度母子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)

平成20年度山口県の母子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ20,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ482,699千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳入	歳入	項	補正額	補正前の額	計
1 繰入金	1 他会計繰入金		△30,000	30,647	647
2 繰越金	1 繰越金		186,530	10,000	196,530
3 諸収入	1 貸付金元利収入		△116,530	323,529	206,999
4 県債			△60,000	60,000	0
歳入	1 県債		△60,000	60,000	0
歳入	合計		△20,000	424,176	404,176
歳出					
款	項		補正額	補正前の額	計
1 母子寡婦福祉資金			△20,000	424,176	404,176

1 母子寡婦福祉資金	△20,000	424,176	404,176
歳出 合計	△20,000	424,176	404,176
第2表 地方債補正 変更		(単位 千円)	

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の方法 利率 償還の方法	限度額	起債の方法 利率 償還の方法
母子寡婦福祉資金貸付金	60,000	政府貸付に よる。	0	政府貸付に よる。
		無利息 償付業務 停止のため から国 方法によ		無利息 償付業務 停止のため から国 方法によ

平成20年度農業改良資金特別会計補正予算 (第1号)

平成20年度山口県の農業改良資金特別会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ102,400千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ241,595千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入 款 項	補正額	補正前の額	計
2 繰入金	△5,592	25,752	20,160
	△5,592	25,752	20,160
3 繰越金	△82,677	207,070	124,393
	△82,677	207,070	124,393
4 諸収入	△4,131	63,673	59,542
	△4,302	63,658	59,356
	171	15	186

5 県債	△10,000	47,500	37,500
歳入 合計	△10,000	47,500	37,500
歳出 合計	△102,400	343,995	241,595
第2表 地方債補正 変更		(単位 千円)	

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の方法 利率 償還の方法	限度額	起債の方法 利率 償還の方法
農業改良資金	10,000	政府貸付に よる。	0	政府貸付に よる。
農業改良資金	37,500	国の定め による。	37,500	国の定め による。
計	47,500		37,500	

平成20年度中小企業近代化資金特別会計補正予算 (第1号)

平成20年度山口県の中小企業近代化資金特別会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,251,186千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,974,855千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入 款 項	補正額	補正前の額	計
2 繰入金	△20,771	42,019	21,248
	△20,771	42,019	21,248
3 繰越金	570,447	942,495	1,512,942
	570,447	942,495	1,512,942
	114		

(号外-30)

4 諸 収 入		△2,800,862	4,241,527	1,440,665
	1 貸付金元利収 入	△2,804,212	4,241,527	1,437,315
	2 雑 入	3,350	0	3,350
	合 計	△2,251,186	5,226,041	2,974,855
歳 入 出				
歳 入				
歳 出				
合 計		△2,251,186	5,226,041	2,974,855
歳 出 合 計		△2,251,186	5,226,041	2,974,855

平成20年度下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算(第1号)

平成20年度山口県の下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ172,313千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ421,832千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳 入	項	補 正 額	補正前の額	計
2 使用料及び手数料	1 使用料	△6,318	90,291	83,973
		△6,318	90,291	83,973
4 財産収入	1 財産運用収入	△159,325	163,566	4,241
	2 財産売却収入	22	4,219	4,241
		△159,347	159,347	0
5 繰 入 金	1 他会計繰入金	△18,975	249,979	231,004
		△18,975	249,979	231,004
6 繰 越 金	1 繰 越 金	13,467	1	13,468
		13,467	1	13,468

7 諸 収 入		△1,162	58,403	57,241
	1 延 滞 金	△1	1	0
	3 雑 入	△1,161	58,402	57,241
	合 計	△172,313	594,145	421,832
歳 入 出				
歳 入				
歳 出				
合 計		△172,313	594,145	421,832

平成20年度林業・木材産業改善資金特別会計補正予算(第1号)

平成20年度山口県の林業・木材産業改善資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ153,435千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ277,735千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳 入	項	補 正 額	補正前の額	計
2 繰 入 金	1 他会計繰入金	△1	1,210	1,209
		△1	1,210	1,209
3 繰 越 金	1 繰 越 金	132,550	119,000	251,550
		132,550	119,000	251,550
4 諸 収 入	1 貸付金元利収 入	20,886	4,090	24,976
	2 雑 入	20,372	4,090	24,462
		514	0	514
歳 入 出	合 計	153,435	124,300	277,735
歳 入				
歳 出				
合 計		153,435	124,300	277,735

平成21年3月31日 火曜日

1 林業・木材産業
改善資金

歳 出	153,435	124,300	277,735
合 計	153,435	124,300	277,735

平成20年度沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第2号)

平成20年度山口県の沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ652千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120,609千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

款 入 金	項	補 正 額	補正前の額	計
2 繰 入 金	1 他会計繰入金	△652	1,261	609
		△652	1,261	609
合 計		△652	121,261	120,609

平成20年度収入証紙特別会計補正予算(第1号)

平成20年度山口県の収入証紙特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)
第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ104,527千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,743,640千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

款 入	項	補 正 額	補正前の額	計
1 証 紙 収 入	1 証 紙 収 入	△409,638	7,848,166	7,438,528
2 繰 越 金	1 繰 越 金	△409,638	7,848,166	7,438,528
		305,111	1	305,112
合 計		△104,527	7,848,167	7,743,640

(30-外 号)

歳出	項目	補正額	補正前の額	計
1 繰出金	1 繰出金	△104,527	7,848,167	7,743,640
歳出	合計	△104,527	7,848,167	7,743,640
平成20年度土地取得事業特別会計補正予算(第1号)				

平成20年度山口県の土地取得事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ873千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,523千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳入	項目	補正額	補正前の額	計
1 財産収入	1 財産運用収入	△873	11,647	10,774
歳入	合計	△873	11,647	10,774
歳出	項目	補正額	補正前の額	計
1 土地取得事業費	1 土地取得基金管理費	△873	11,647	10,774
歳出	合計	△873	11,647	10,774
平成20年度流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)				

平成20年度山口県の流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,188千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,166,655千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年3月31日 火曜日

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳入	項目	補正額	補正前の額	計
1 分担金及び負担金	1 負担金	△4,119	869,829	865,710
3 繰入金	1 他会計繰入金	△1,786	132,014	130,228
4 諸収入	2 雑収入	11	0	11
5 果償	1 果償	4,700	986,000	990,700
8 使用料及び手数料	1 使用料	6	0	6
歳入	合計	△1,188	2,167,843	2,166,655
歳出	項目	補正額	補正前の額	計
1 流域下水道事業費	1 流域下水道費	△1,188	2,167,843	2,166,655
歳出	合計	△1,188	2,167,843	2,166,655
第2表 繰越明許費 (単位 千円)				

款	項	事	項	金額
1 流域下水道事業費	1 流域下水道費	流域下水道施設維持管理費		7,337
		流域下水道整備事業費		178,500
合		計		185,837

入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科	目	収入	支出	既決予定額	計
第3款	資本的収入	317千円		2,667千円	2,984千円
第3項	資本剰余金	317千円		1,497千円	1,814千円

科	目	補正予定額	既決予定額	計
第4款	資本的支出	△16,949千円	342,702千円	325,753千円
第1項	建設費	△3,757千円	10,859千円	7,122千円
第2項	改良費	△13,212千円	60,228千円	47,016千円

第5条 予算第7条中「職員給与費442,836千円」を「職員給与費443,014千円」に改める。

平成20年度工業用水道事業会計補正予算 (第1号)

(総則)

第1条 平成20年度山口県の工業用水道事業会計の補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成20年度工業用水道事業会計予算 (以下「予算」という。) 第2条第1号中

「581,244,250m³」を「581,339,630m³」に、同条第2号中

「周南工業用水道改良事業費 871,934千円」を「周南工業用水道改良

事業費 824,503千円」に改める。

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科	目	補正予定額	既決予定額	計
第1款	工業用水道事業収益	169,246千円	8,700,086千円	8,869,332千円
第1項	営業収益	338千円	8,681,457千円	8,681,815千円
第2項	営業外収益	77,431千円	18,624千円	96,055千円
第5項	特別利益	91,457千円	3千円	91,460千円

科	目	補正予定額	既決予定額	計
第2款	工業用水道事業費用	△231,109千円	6,194,675千円	5,963,566千円

第1項	営業費用	△224,659千円	5,022,450千円	4,797,791千円
第2項	営業外費用	△62,779千円	1,161,949千円	1,099,170千円
第5項	特別損失	56,329千円	102千円	56,431千円

(資本的収入及び支出)
 第4条 予算第4条中「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,522,171千円は、当年度分損益勘定留保資金1,980,678千円、過年度分損益勘定留保資金987,744千円、当年度利益剰余金処分額400,884千円及び当年度資本的収支調整額152,865千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,887,431千円は、当年度分損益勘定留保資金493,504千円、過年度分損益勘定留保資金307,126千円、減価償立金2,940,777千円及び当年度資本的収支調整額146,024千円で補てんするものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科	目	補正予定額	既決予定額	計
第3款	資本的収入	△913,132千円	4,040,688千円	3,127,556千円
第1項	企業借入金	△779,000千円	2,491,000千円	1,712,000千円
第3項	長期借入金	3,140千円	592,540千円	595,680千円
第4項	資本剰余金	△176,009千円	790,114千円	614,105千円
第5項	固定資産収入	66,184千円	1千円	66,185千円
第6項	雑収入	△27,447千円	167,033千円	139,586千円

科	目	補正予定額	既決予定額	計
第4款	資本的支出	△547,872千円	7,562,859千円	7,014,987千円
第1項	建設費	△38,300千円	405,300千円	367,000千円
第2項	改良費	△1,038,930千円	3,220,735千円	2,181,805千円
第4項	償還金	517,116千円	3,910,355千円	4,427,471千円
第5項	補助金返還金	12,242千円	16,468千円	28,710千円

第5条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	償還の方法	限度額	償還の方法
小瀬川工業用水道改良資金	千円	起債の方法 証書債又は 人又は社 証券類	千円	起債の方法 証書債又は 人又は社 証券類
	0	年8.0%以内 に毎年元 金均等文 利均等文	51,000	年8.0%以内 に毎年元 金均等文 利均等文

周南工業用水道改良資金	654,000	行	利率見直し方式で借り入れられた資金の利率の引き上げによる。	624,000	行	利率見直し方式で借り入れられた資金の利率の引き上げによる。
福田夜市川工業用水道改良資金	431,000		利率の引き上げによる。	314,000		利率の引き上げによる。
佐波川工業用水道改良資金	215,000		利率の引き上げによる。	152,000		利率の引き上げによる。
厚狭川工業用水道改良資金	541,000		利率の引き上げによる。	496,000		利率の引き上げによる。
厚狭川工業用水道改良資金	412,000		利率の引き上げによる。	56,000		利率の引き上げによる。
木更川工業用水道改良資金	238,000		利率の引き上げによる。	19,000		利率の引き上げによる。

(外一30) 号

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第6条 予算第9条中「職員給与と費792,497千円」を「職員給与と費743,227千円」に改める。

(利益剰余金の処分)

第7条 予算第10条を次のとおり改める。

予算第10条 削除

平成20年度総合医療センター事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成20年度山口県の総合医療センター事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成20年度総合医療センター事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第2号中「入院170,090人」を「入院164,655人」に、「外来220,887人」を「外来213,719人」に、「同条第3号中「入院466人」を「入院451人」に、「外来909人」を「外来876人」に、「同条第4号中「病院施設整備事業89,166千円」を「病院施設整備事業81,623千円」に、「医療器械器具及び備品購入405,000千円」を「医療器械器具及び備品購入407,160千円」に改める。

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科	目	収	入	補正予定額	既決予定額	計
第1款	病院事業収益	△125,434千円		11,133,971千円	11,008,537千円	

平成21年3月31日 大 口 県 庁

第1項	医 業 収 益	△64,848千円	9,597,767千円	9,532,919千円
第2項	医 業 外 収 益	△60,586千円	1,536,204千円	1,475,618千円
支 出				
科	目	補正予定額	既決予定額	計
第1款	病院事業費用	352,986千円	11,079,630千円	11,432,616千円
第1項	医 業 費 用	347,173千円	10,830,671千円	11,177,844千円
第2項	医 業 外 費 用	5,813千円	247,459千円	253,272千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条中「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額714,166千円は、過年度分損益勘定留保資金713,566千円及び当年度資本的収支調整額600千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額714,145千円は、過年度分損益勘定留保資金713,585千円及び当年度資本的収支調整額560千円で補てんするものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科	目	収	入	補正予定額	既決予定額	計
第3款	資本的収入	5,344千円	846,262千円	851,606千円		
第1項	企 業 債 償	△8,000千円	489,000千円	481,000千円		
第4項	負 担 金	13,344千円	315,789千円	329,133千円		
支 出						
科	目	補正予定額	既決予定額	計		
第3款	資本的支出	5,323千円	1,560,428千円	1,565,751千円		
第1項	建設改良費	△5,383千円	494,166千円	488,783千円		
第3項	企業債償還金	10,706千円	1,061,262千円	1,071,968千円		

(企業債)

第5条 予算第5条第1号中「限度額89,000千円」を「限度額81,000千円」に改める。(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第6条 予算第7条中「職員給与と費5,915,112千円」を「職員給与と費6,027,774千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額)

第7条 予算第8条中「2,699,061千円」を「2,933,243千円」に改める。

平成20年度こころの医療センター事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成20年度山口県のごころの医療センター事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成20年度ごころの医療センター事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第2号中「入院62,780人」を「入院61,685人」に、「外来22,785人」を「外来23,275人」に、同条第3号中「入院172人」を「入院169人」に、「外来93人」を「外来95人」に、同条第4号中「病院施設整備事業629,002千円」を「病院施設整備事業547,713千円」に、「医療器械器具及び備品購入229,706千円」を「医療器械器具及び備品購入121,972千円」に改める。

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科	目	収入	支出
	補正予定額		
第1款	病院事業収益	△102,416千円	1,691,851千円
第1項	医業収益	△98,055千円	1,368,393千円
第2項	医業外収益	△1,091千円	310,197千円
第3項	特別利益	△3,270千円	13,261千円
	計		9,991千円

科	目	補正予定額	既決予定額	計
第1款	病院事業費用	△127,705千円	1,877,079千円	1,749,374千円
第1項	医業費用	△99,034千円	1,743,397千円	1,644,363千円
第2項	医業外費用	△6,369千円	81,100千円	74,731千円
第3項	特別損失	△22,302千円	52,082千円	29,780千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条中「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額820千円は、当年度資本的収支調整額820千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,888千円は、過年度分損益勘定留保資金7,623千円及び当年度資本的収支調整額1,265千円で補てんするものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科	目	補正予定額	既決予定額	計
第3款	資本的収入	△197,091千円	881,788千円	684,697千円
第1項	企業債	△186,000千円	848,000千円	662,000千円
第4項	負担金	△11,091千円	33,788千円	22,697千円

科	目	補正予定額	既決予定額	計
第3款	資本的支出	△189,023千円	882,608千円	693,585千円
第1項	建設改良費	△189,023千円	858,708千円	669,685千円

(企業債)

第5条 予算第5条第1号中「限度額619,000千円」を「限度額541,000千円」に、同条第2号中「限度額229,000千円」を「限度額121,000千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第7条中「職員給与費1,178,522千円」を「職員給与費1,130,163千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額)

第7条 予算第8条中「234,502千円」を「192,458千円」に改める。

平成二十一年三月三十一日
印刷発行

発行人所

山口県知事
山口市

定価一箇月 金二千七百円（送料共）